

東京地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 差押債権取立請求事件  
国側当事者・国  
令和6年4月9日認容・確定

判 決

原告	国
同代表者法務大臣	小泉 龍司
同指定代理人	濱辺 希
同	北原 精一
同	柿原 信太郎
被告	Y株式会社
同代表者代表取締役	A
同訴訟代理人弁護士	寺本 吉男

主 文

- 1 被告は、原告に対し、340万円及びこれに対する令和5年4月20日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、原告が、B株式会社(以下「滞納会社」という。)が法人税を滞納したため、国税徴収法(平成16年法律第88号による改正前のもの。以下同じ)47条1項、73条1項に基づき、滞納会社が被告に対して有する預託金返還請求権を差し押さえ、同法73条5項、67条に基づき、その取立権を取得したと主張して、被告に対し、滞納会社と被告との間のゴルフクラブ会員契約による預託金返還請求権に基づいて、預託金340万円及びこれに対する催告の後の日である令和5年4月20日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

- 1 前提事実(末尾に認定根拠となる証拠等を掲記した事実のほかは、当事者間に争いがない。)
  - (1) 被告は、ゴルフ場の建設及び経営等を目的とする株式会社であり、「C」という名称のゴルフ場(以下「本件ゴルフクラブ」という。)を経営している。
  - (2) 滞納会社は、昭和58年4月4日及び同月6日、被告に対し、本件ゴルフクラブの入会預託金として合計340万円を預託し、同日、被告との間で、本件ゴルフクラブの会員契約を締結し、ゴルフ場及び付属施設の優先的利用権並びに預託金返還請求権(以下、これらを併せて「本件ゴルフ会員権」という。)を取得した。

(3) 昭和63年8月12日時点の本件ゴルフクラブの会則第8条には、「預託金は、預託形式とし、利子および配当金は付さない。預託金は正式開場後15年間据置き、以後退会者は、文書により請求し、取締役会の承認を得て返還する。」との定めがあり、その後、同条の定めは、平成17年7月7日までに、「入会金は預託形式とし、利子および配当金は付さない。預託金は平成24年7月6日まで据置き、以後退会者の文書による請求により取締役会の承認を得て返還する。」と改められた。

(4) 本件ゴルフクラブの正式開場日は平成元年11月1日である。

(5) 原告は、昭和63年8月31日当時、滞納会社に対し、別紙租税債権目録1記載の合計340万9645円及び未確定の延滞税に係る租税債権（以下「本件租税債権」という。なお、本件租税債権の令和5年9月11日時点での残額は別紙租税債権目録2記載のとおりである。）を有していたところ、昭和63年8月31日、本件租税債権を徴収するため、国税徴収法47条1項及び73条1項に基づき、滞納会社が被告に対して有する本件ゴルフ会員権を差し押さえ（以下「本件差押え」という。）、同日頃、本件差押えに係る差押通知書が被告に到達した。

（甲2、3、6、8、弁論の全趣旨）

(6) 原告は、平成18年1月17日頃、被告に対し、同月付け「預託金の返還請求通知」と題する書面（乙1。以下「本件通知」という。）により、本件ゴルフ会員権の据置期間を経過したとして、本件預託金の返還を請求する旨通知した。

（乙1、弁論の全趣旨）

(7) 原告は、令和5年3月16日、被告に対し、本件ゴルフクラブについての同月14日付け「退会届」と題する書面（甲9の1。以下「本件退会届」という。）を送付し、滞納会社について本件ゴルフクラブを退会するとともに、国税徴収法67条1項に規定する取立権に基づいて解約権を行使し、本件預託金の返還を請求する旨通知した。

（甲9の1、9の2）

(8) 原告は、令和5年4月6日、被告に対し、同月5日付け差押債権支払催告書（甲10の1）を送付し、同月19日を期限として本件預託金の返還を請求する旨通知した。

（甲10の1、10の2）

(9) 原告は、令和5年9月28日、本件訴訟を提起した。

（顕著な事実）

(10) 被告は、令和5年12月19日の本件第2回口頭弁論期日において、滞納会社の被告に対する本件預託金の返還請求権（以下「本件預託金返還請求権」という。）につき、消滅時効を援用する旨の意思表示をした。

（顕著な事実）

## 2 争点

(1) 本件預託金返還請求権の消滅時効の成否等（本件預託金返還請求権の消滅時効の起算点、被告による消滅時効の援用の可否）

(2) 本件訴訟において本件租税債権の存否を争うことの可否等

(3) 被告の滞納会社に対する未納年会費債権を自働債権とする相殺の可否

## 3 争点についての当事者の主張

(1) 争点（1）（本件預託金返還請求権の消滅時効の成否等）について

**【被告の主張】**

- ア 本件預託金返還請求権は、据置期間経過後、退会によって具体的な権利となるところ、原告は、平成18年1月17日頃、被告に対し、退会届と判断できる内容の本件通知をしたから、本件預託金返還請求権の消滅時効は、権利行使が可能となった同日から進行することとなり、平成23年1月17日あるいは平成28年1月17日に消滅時効が完成した。
- イ 被告が本件預託金返還請求権に係る債務の承認をしていると原告が主張する文書は、いずれも、直接的かつ明示的に債務承認を認めた文書ではない。また、被告が債務承認と受け取られかねない回答を繰り返したのは、本件差押えにより本件預託金返還請求権自体が消滅時効にかからないと誤解したことによるから、錯誤による無効ないし取消しを主張する。

**【原告の主張】**

- ア 滞納会社に係る本件ゴルフクラブの退会の意思表示は、本件退会届をもって行われたから、本件預託金返還請求権の消滅時効の起算日は本件退会届が被告に到達した日の翌日である令和5年3月17日となり、本件訴訟を提起した時点では、消滅時効は完成していない。本件通知には、滞納会社が本件ゴルフクラブを退会する旨の記載はないし、被告は、本件通知を受領した後も、滞納会社が本件ゴルフクラブを退会していないことを前提とした対応をしていたことからすると、本件通知をもって退会の意思表示がされたということとはできない。
- イ 仮に本件預託金返還請求権の消滅時効が平成23年1月18日頃の経過をもって完成したとしても、被告は、平成25年2月20日、税務署の徴収職員に対し、本件預託金の返還が困難な状況にあり、その返還に代えて無償の名義書換え等を提案する書面を提出しており、また、平成30年4月13日、本件預託金の返還が困難であること等を記載した回答書を、令和3年2月15日、本件預託金返還請求権の債務額等を承認する債務承認書を、令和5年3月27日、本件預託金の返還は困難状況にあること等を記載した回答書を、それぞれ原告に提出しており、これらによって、本件預託金返還請求権に係る債務の承認をしたから、被告が本件預託金返還請求権の消滅時効を援用することは、信義則に反して許されない。

- (2) 争点(2)(本件訴訟において本件租税債権の存否を争うことの可否等)について

**【被告の主張】**

前記(1)【被告の主張】のとおり、本件差押えにおける被差押債権である本件預託金返還請求権は、平成23年に時効が完成して消滅したから、この段階で、差押えの対象が存在しない以上、本件差押えは無効となり、本件租税債権の消滅時効についての時効中断効は途切れ、時効が進行することとなり、平成28年に消滅時効が完成した。

**【原告の主張】**

原告は、本件差押えにより本件預託金返還請求権の取立権を取得したものであるところ、取立権は、執行法上の効果として生ずるものであって、執行債権の実体的存否にはかわりがないから、本件訴訟において、本件預託金返還請求権の債務者である被告は、その執行債権である本件租税債権の存否を争うことはできない。なお、本件租税債権の徴収権の消滅時効は、本件差押えにより現在も中断している。

- (3) 争点(3)(被告の滞納会社に対する未納年会費債権を自働債権とする相殺の可否)につ

いて

#### 【被告の主張】

被告は、滞納会社に対し、令和5年度までの未納年会費合計271万1680円の支払請求権を有しているから、原告による本件預託金の返還請求に対し、上記支払請求権との相殺を主張する。本件差押えは将来債権の差押えであるから、相殺の抗弁が切断される基準時は差押えの時ではなく、本件預託金返還請求権の発生時とすべきである。

#### 【原告の主張】

第三債務者が差押え後に取得した債権を自働債権として行う相殺は差押債権者に対抗できないところ、被告の滞納会社に対する未納年会費の支払請求権は、最も古いものでも平成元年11月1日に支払を請求した平成2年度の年会費に係るものであり、本件差押え後に被告が滞納会社に対して取得した債権であるから、被告は、原告に対し、同債権を自働債権とする相殺をもって対抗することはできない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点(1)(本件預託金返還請求権の消滅時効の成否等)について

(1) 被告は、本件預託金返還請求権については、原告が被告に本件通知を送付した平成18年1月17日頃に権利行使することが可能となったから、同日からその消滅時効が進行し、平成23年1月17日あるいは平成28年1月17日に消滅時効が完成した旨主張する。

(2) そこで検討すると、前提事実(3)～(6)によれば、本件ゴルフクラブの入会預託金については、所定の据置期間(昭和63年8月12日当時の会則によれば、正式開場から15年を経過した平成16年11月1日までであり、平成17年7月7日当時の会則によれば、平成24年7月6日までである。)を経過した後、会員が本件ゴルフクラブを退会した上で返還を求めるとされているところ、原告は、本件差押えの後の平成18年1月17日頃、被告に対し、本件通知により、据置期間が経過したとして本件預託金の返還を請求したことが認められる。

しかし、原告が被告に送付した本件通知(乙1)には、本件預託金の返還を請求する旨記載されているにとどまり、滞納会社が本件ゴルフクラブを退会することについては何らの記載もないこと、被告が令和5年3月20日頃に原告に送付した回答書(甲14)には、退会の手続を説明した上で、同日に退会の申出を受領した旨の記載があり(甲14、弁論の全趣旨)、本件証拠上、被告において、本件通知をもって滞納会社が本件ゴルフクラブを退会したという取扱いをした形跡は存しないことからすると、原告が本件通知により滞納会社について本件ゴルフクラブを退会する旨の通知をしたと認めることはできない。

そして、前提事実(7)のとおり、原告は、令和5年3月16日、被告に対し、本件退会届により、滞納会社について本件ゴルフクラブを退会する旨通知しており、同通知によって滞納会社が本件ゴルフクラブを退会し、本件預託金の返還を求めることができるとなったと認められるから、滞納会社の被告に対する本件預託金返還請求権の消滅時効は、同日からその進行を開始すると認めるのが相当である。

そうすると、本件預託金返還請求権の消滅時効は、いまだ完成していない。

(3) よって、被告の前記(1)の主張は採用できず、その余の点について検討するまでもなく、本件預託金返還請求権が時効により消滅したとは認められない。

#### 2 争点(2)(本件訴訟において本件租税債権の存否を争うことの可否等)について

(1) 被告は、本件預託金返還請求権が時効により消滅したから、本件差押えが無効となり、本件租税債権の消滅時効が完成したとして、本件租税債権が消滅した旨主張する。

(2) しかし、原告は、国税徴収法67条1項に基づき、本件差押えにより差し押さえた本件預託金返還請求権の取立権を取得するところ、同取立権は同法の効果として発生するものであり、租税債権の実体的存否にかかわりはないのであるから、本件預託金返還請求権の債務者である被告は、同取立権に基づく国税債権の執行手続としての取立訴訟である本件訴訟において、本件租税債権の存否を争うことはできないと解するのが相当である。

また、本件租税債権の消滅時効は、昭和63年8月31日以降、本件差押えにより中断しているから（平成29年法律第44号による改正前の民法147条2号）、いまだ時効は完成していない。なお、前記1に判示したとおり、本件預託金返還請求権について消滅時効は完成していないし、仮に本件預託金返還請求権が時効により消滅したとしても、それにより本件差押えが当然にその効力を失うものでもない。

(3) よって、被告の前記(1)の主張は失当である。

### 3 争点(3)(被告の滞納会社に対する未納年会費債権を自働債権とする相殺の可否)について

(1) 被告は、被告の滞納会社に対する未納年会費の支払請求権を自働債権として、本件預託金返還請求権と相殺する旨主張する。

(2) しかし、第三債務者は、差押え後に取得した債権による相殺をもって差押え債権者に対抗することができないところ（平成29年法律第44号による改正前の民法511条。令和2年4月1日以後の原因に基づいて生じた債権を自働債権とする相殺については、同改正後の民法511条1項、2項）、本件差押えは、昭和63年8月31日になされたものである一方（前提事実(5)）、被告が滞納会社に対して支払を求める未納年会費は、平成2年度から令和5年度のものであり、かつ、その支払期限は最も早いもので平成元年11月1日であること（乙4）からすると、被告は、同日以降に滞納会社に対する上記未納年会費の各支払請求権を取得したと認められる。また、本件ゴルフクラブの年会費は、各年度に会員であることを条件として発生するものと認められ（弁論の全趣旨）、平成2年度から令和5年度の上記未納年会費の各支払請求権は、少なくとも、本件差押えより後の原因に基づいて生じたものと認められる。したがって、被告は、滞納会社に対する上記未納年会費の支払請求権を自働債権とする相殺を原告に対抗することはできない。

被告は、本件差押えは将来債権の差押えであるから、相殺の抗弁が切断される基準時は差押えの時ではなく、本件預託金返還請求権の発生時とすべきであるなどと主張するが、独自の見解であり、採用できない。

(3) よって、被告の前記(1)の主張は採用できない。

### 4 結論

以上によれば、原告の請求は理由があるからこれを認容することとし、主文のとおり判決する。

別紙 省略